

令和8年第3回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和8年3月26日（木曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
4. 欠席委員 教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子
5. 委員以外の出席者
教育部長 飯竹 永昌
教育参事 鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長 松崎 剛
教育次長兼図書館課長 香取 美弥
教育総務課長 澤部 慶
学務課長 石橋 陽一
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 仲田 敦夫
生涯学習課長 秋山 和也
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長 飯山 貴与子
都市整備部次長兼中心市街地整備課長 中村 有幸
生涯学習課副参事 吉田 宏
指導課課長補佐（教育総合支援センター担当） 唐口 薫
生涯学習課課長補佐 大久保誠曜
指導課係長 眞家 裕太
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
議案第11号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
議案第12号 取手市教育委員会への派遣職員について（非公開）
議案第13号 取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第14号 取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第15号 取手市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第16号 取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について
 議案第17号 取手市学校給食費相当額補助金交付要綱について
 議案第18号 取手市招致外国青年英語指導助手の任用に関する規則について
 議案第19号 取手市未来の英語エキスパート育成プロジェクト実施要綱について
 議案第20号 取手市立小学校及び中学校児童生徒特別活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
 議案第21号 取手市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令について
 議案第22号 取手市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
 議案第23号 取手市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱について
 議案第24号 取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について
 議案第25号 取手市中学校等部活動地域展開事業費補助金交付要綱について
 議案第26号 取手市図書館アドバイザー設置要綱について
 議案第27号 取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
 議案第28号 取手市学校医の委嘱について
 議案第29号 取手市学校産業医の委嘱について
 議案第30号 取手市学校薬剤師の委嘱について
 議案第31号 取手市公民館運営審議会委員の委嘱について
 議案第32号 取手市立公民館長の任命について
 議案第33号 取手市文化財保護審議会委員の委嘱について
 議案第34号 取手市立図書館協議会委員の委嘱について
 議案第35号 取手市スポーツ推進委員の委嘱について
 議案第36号 取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱について
 承認第8号 令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
 報告3 取手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
 報告4 令和7年度取手市教育支援委員会審議者数の報告について
 報告5 令和7年度第3回取手市部活動地域移行推進協議会の結果について
 報告6 寄附の受入れについて（学務課）

8. その他

- (1) 取手市立取手グリーンスポーツセンターにおけるネーミングライツ事業の実施について
- (2) 令和8年第1回取手市議会定例会について
- (3) 4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和8年第3回取手市教育委

員会定例会は、成立をいたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届出が櫻井委員からございました。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、会議録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。初めに、去る2月27日、取手市議会定例会におきまして、私、石塚の再任を求める議案が提出され、議員の皆様の賛成多数により4月1日からの再任が同意されました。改めて、子どもたちのよりよい教育の充実、市民の皆様の教育の充実に向けて、しっかりと教育行政を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

[拍手]

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。2点目でございます。教育DX推進自治体表彰2025におきまして、3月13日、本市が進めてまいりました1人1台端末による心のセーフティネットの構築の取組が、全国の自治体を対象としました教育DX推進自治体表彰2025を受賞させていただきました。この内容なんですけど、1人1台端末を単なる学習用具にとどめず、子どもたちの心の声を拾うツールとして昇華させた本市の姿勢が高く評価されたものでございます。本市ではGIGA端末を使いまして、オンライン相談窓口の設置や、「いばらき心の健康観察」などの一つ一つの取組を体系的に構築しまして、365日切れ目のないセーフティネットを構築してまいりました。こういったところが今回の表彰を受けた一因であると考えています。ただ一方で、こういったオンラインを使った体制づくりだけで、子どもたちの心の声を余すところなく拾えているとは考えておりません。相談したいときに自分に合った方法で子どもが相談できる、そういった体制をしっかりとこれからも育てていくということが大事かと思っておりますので、教育相談体制、しっかりと充実させていきたいと考えています。

3点目です。2月1日から3月8日の間、市内10か所の公民館におきまして、公民館まつりが開催されました。作品展示やダンスや歌などのステージで、日頃の活動成果が発表されました。私も何か所か拝見に行っただけですけども、本当に皆さん、公民館利用者の皆さんが、この発表会の目標に頑張ってもらってるんだなあっていう、そういった思いが非常に伝わってきまして、踊りでありますとか歌などを楽しませてもらいました。また、久賀公民館と相馬公民館におきましては、藤代中学校の生徒たちが、これはコミュニティ・スクールの中で出た活動の一つなんですけれども、子どもたちがボランティアとして地域の活動に参加するというので、子どもたちと地域の皆様との、地域内、世代間の交流が深まるイベントにもなったかなと、そのように考えているところです。公民館まつりの実施状況につきましては3ページのほうに一覧表を掲載させていただきました。

4つ目でございます。3月18日、取手ウェルネスプラザにおきまして、市民大学特別講演会を開催しました。講師は2019年にフジテレビを退社されて2か月後、フリーになられた直後に悪性リンパ腫のステージIVを宣告された、笠井信輔氏の講演会

でございました。絶望の淵から完全寛解に至るまでの奇跡を語っていただいた講演会では、やっぱり最新医療を信頼、信用することが大事なんだということでありますとか、心の持ち方の重要性が説かれておりました。失ったものを嘆くような「引き算」ではなくて、病を通じて得た新たな縁でありますとか、絆を数える「足し算の縁」という考え方を御紹介いただきました。がんというものは今や2人に1人になるような、メジャーな病になっていると、恐れずにしっかり前を向いて治療にあたってほしいといったような、そういったお話をいただくことができました。会場には、やはり今治療中の方も多数いらっしゃったようで、本当に大きな勇気を与えていただいた講演会になったかなと考えています

5 番目です。2月の21日、取手市制施行55周年を記念しまして、藝大のフィルハーモニア管弦楽団の演奏会を開催しました。藝大とついでなので学生さんかと思っただけですが、プロとして活動されている皆様の演奏会だったんです。当日、市民会館満席の来場者になりまして、繊細さと迫力を兼ね備えた響きがホール全体を満たし、拍手が鳴りやまないほどの盛り上がりを見せました。演奏された藝大の皆様からは、市民会館が非常に音響がいいんだというお褒めの声をいただいて、我々も非常にうれしい気持ちになって演奏会を終えたところでございます。

以上、私からの報告でございました。そのほかの報告につきましては、資料のほうを用意させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、これより本日の議事に入ります。

まず、議案第11号、議案第12号につきまして、委員の皆様にお知らせをいたします。これから審議をする議案第11号及び議案第12号の議事につきましては、教育委員会事務局職員の人事に関する案件です。よって議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りをいたします。議案第11号及び議案第12号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議ありませんので、議案第11号及び議案第12号の議事につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の皆様につきましては、ただいま非公開が議決されましたので、申し訳ありません、議事が終了するまでの間、御退席をお願いします。暫時休憩とします。

〔傍聴人が退出し、会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。資料につきましては本日追加で配付をしておりますので御確認ください。

説明を求めます。澤部教育総務課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第12号、取手市教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

資料については本日追加で配付しておりますので御確認ください。

説明を求めます。澤部教育総務課長。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（石塚康英）

では異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり決定いたしました。非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

御協力ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第 13 号、取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部 慶）

教育総務課の澤部でございます。議案第 13 号、取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、御説明を申し上げます。

ページを 1 枚おめくりいただきまして、1 ページを御覧ください。今回の改正の内容、3 点ございます。1 点目、第 2 条第 2 項の表を御覧ください。スポーツ振興課所管の教育機関として、取手市立井野体育館を追加するものです。なお、この追加につきましては、これまでの教育委員会定例会の中でも御説明を申し上げておりますとおり、現時点での体育館の開館の日が定まっていないことから、付則において、井野体育館の設置に係る条例の施行日と同日での施行とする旨を規定をしております。

2 点目と 3 点目につきましては、令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。2 点目、第 12 条の改正を御覧ください。取手市職員の給与に関する条例の改正がございまして、参事補、主事補といった職名が削除されました。この改正、また現在の職階状況との整合を図るため、関連する部分を整理をするものでございます。

3 点目につきましては、2 ページ目から 3 ページ目、別表の教育委員会事務局の事務分掌になります。令和 8 年度の事務内容を踏まえまして、生涯学習課生涯学習推進係の事務分掌として、学校運営協議会に関すること、及び地域学校協働活動推進員の配置及び育成に関することを、また、スポーツ振興課スポーツ振興係の事務分掌として、部活動地域展開に関することを追加するものでございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について、質疑、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。議案第 13 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり決定をいたし

ました。

次に議案第 14 号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。議案第 14 号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明をいたします。

提案理由としましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部が改正され、主務教諭の職が設置されたことを踏まえ、関係する規定を改めるほか、学校に置かれている現在の職の状況に即して所要の整備を行うため、本規則を改正するものでございます。

資料のほうを御覧ください。第 13 条におきまして、これまでの主幹教諭、指導教諭に加え、主務教諭を追加しております。また第 16 条におきまして、こちらも一部の職名につきまして削除のほうをしております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

上位法の改正に伴う文言整理ということになりますね。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、意見を終結し、これより議案第 14 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 14 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第 15 号から議案第 17 号までを一括議題といたします。

説明を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎 剛）

保健給食課の松崎です。議案第 15 号、取手市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

提案理由としましては、取手市職員の給与に関する条例が改正され、主事補の職が廃止されたことを踏まえまして、その職名を削除するため本規則のほうを改正するものでございます。次のページの表の部分を御覧ください。左が改正後、右が改正前でございます。第 4 条第 1 項及び第 3 項の下線で示す部分が改正箇所でございます。

続きまして議案第 16 号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。提案理由としましては、国の小学校給食費の抜本的負担軽減の実施に合わせまして、小学校給食費の徴収をしない旨を規定しまして、取手市として小学校給食費の実質的な無償化を実施するため、本規則の一部を改正するものです。また、この規則の改正に伴いまして、改正が必要となる取手市就学援助規則についても、あわせて所要の整備を行うため改正するものでございます。

次のページの表、左側が改正後、右側が改正前でございます。第 7 条第 1 項及び第 2 項の下線で示す部分が改正箇所となります。改正前は免除規定でございましたけれ

ども、改正後は徴収の例外としまして、第1項で優先される生活保護法の教育扶助を受けている期間の給食相当分を除きまして、小学校の給食費を国の学校給食費の抜本的負担軽減の状況を踏まえまして、当分の間徴収しない旨規定します。第2項では、改正前の第1項1号の幼稚園給食費の取扱いを徴収の例外に規定するため、所要の改正を行うものでございます。1ページの下段、附則の第1項、規則の施行日を4月1日としています。

また、次の2ページを御覧ください。第2項で、施行日前の学校給食費の徴収については、なお従前のおりとする経過措置としております。また、第3項で、取手市就学援助規則の一部改正としております。下の表の左側が改正後、右側が改正前で、第4条第1項4号で、学校給食費の中学校及び県立中学校等に係るものに限定するものでございます。また、別表の小学校支給内容、1年の表、2年から5年までの表、6年の表から給食費の項を削除するものでございます。

続きまして、議案第17号、取手市給食費相当額補助金交付要綱について、御説明いたします。提案理由としましては、国の学校給食費の抜本的負担軽減の実施に伴いまして、学校給食の提供を受ける児童の保護者と、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない児童の保護者との公平性を保ち、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない児童の保護者の経済的負担軽減を目的に、取手市学校給食費相当額補助金交付要綱を制定するものでございます。

1ページを御覧ください。第3条、補助対象者でございますけれども、第1項1号で、食物アレルギーや宗教上の配慮が必要であることなどで、学校給食の提供を受けることができない状況であったり、2号で牛乳等飲料の提供を受けられない状況、そういったものを主に規定しております。

2ページ、第4条、補助金の額でございますけれども、別表に定めるひと月当たりの基準額としまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。4ページの上段の別表のおり、牛乳等飲料を含む学校給食の提供を受けない場合5,200円、牛乳等飲料の提供を受けない場合1,200円を基準としまして、対象月数分乗じた額といたします。

2ページにお戻りください。第5条、補助金の交付期間ですけれども、年2回の交付としまして、前期を4月1日から8月31日までの実質4か月間、後期を9月1日から3月31日までの7か月間としております。説明は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見を終結しまして、これより議案第15号から議案第17号までを採決をいたします。

お諮りします。議案第15号から議案第17号までについて、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第17号までについて、原案のとおり決定いたしました。

次に議案第18号、取手市招致外国青年英語指導助手の任用に関する規則について

を議題といたします。

説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

指導課丸山です。よろしくお願いいたします。

これは、これまで実現できていなかったALT及び英語ネイティブスペシャリスト教員の全校への常時配置を実現するために、令和8年度より、国のJETプログラムというものを活用して、市の会計年度職員としてこのALTを採用して5名増員するものです。それによって全市立小中学校、常時、ALT及び英語スペシャル教員を配置できるといったもので、その採用にあたりこの任用に関する規則を制定するものでございます。新たに制定するものです。

要綱を見ていただきまして、まず1ページは第2条で業務内容を定義しております。それから2ページ、第5条ですが、ここでは報酬の額ということでこの報酬の額は国のほうで決めている額となります。4ページにその額も記載しております。この任用期間ですけれども、1年契約で5年間まで延長できるということで、それによってこの給与も変わってくるということになります。そして、同じページの第6条からは、赴任時とか帰国時に関する規則でございます。なおこのJETプログラムのALTの採用につきましては、研修それから生活支援等を民間会社とコーディネーター契約を行うことで、今配置しているALTと遜色がないようにというような形で採用するものでございます。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。お聞きしたいんですけど、5番の特別活動、部活動等への協力ということで、今までのALTの先生も、このような特別活動であったり部活動への協力というのは行っていたのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。特別活動というのはかなり広い分野になります。例えば、英語検定前の希望する子どもたちへの指導等なんかも含まれています。実際に部活動への協力っていうのは、現在やってはいないと思うんですが、ただそういったことで任用もできるような形で設定しております。後ほどまた説明させていただきますが、実は来年度から英検の検定料の補助、そういったところに合わせて、ALTのレスントレーニングを取り入れるということで、そういったところで活躍していただきたいと思っております。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。幅広い活動を進めていただけるということで、承知しました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

英語スペシャリスト教員についてちょっと御説明のほうお願いしたいと思います。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

これは、県のいわゆる個々、一般の先生方と同じで教諭として1教諭としてネイティブのティーチャーが1名ですけれども山王小学校に配置されているということで、実際にALTは19名、プラスこの先生ということで20名になっております。以上です。

○教育長（石塚康英）

指導課長、職名は講師かな。正式任用だけれど。

鈴木参事。

○教育参事（鈴木邦弘）

お答えします。職名は講師になっております。

○教育長（石塚康英）

正式に採用されている教員なんです。外国の方の。ただ、法律の規定で教員としては採用できないという規定があるんですね。ですので職名は講師になっている、フルタイムの正式採用の方です。

○教育委員（戸部明彦）

了解しました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

ご説明ありがとうございました。確認なんですけど、このJETプログラム等を通じて市が会計年度任用職員として任用するというので、雇うのは市であって、人事面接等も市が行うという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

このJETプログラムに関しましては、採用については、国のほうで、大使館等も関わってやっていただいて、我々のところにはもう決まった方が派遣されるという、ただし、任用としては市の会計年度任用職員として任用になります。

○教育委員（石隈利紀）

はい、わかりました。

○教育長（石塚康英）

国のほうで選んで配置してくれるんですが、研修は、ほかのALTと同じようなレベルにしっかり上げられるように、維持できるように、しっかりとした研修も行っていこうと考えています。

○教育委員（石隈利紀）

はい、ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認め、これより議案第18号を採決いたします。

お諮りします。議案第 18 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第 19 号、取手市未来の英語エキスパート育成プロジェクト実施要綱についてを議題といたします。説明を求めます。

丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。提案理由ですけれども、将来世界で活躍できる英語のエキスパートを目指す中学生を支援することを通じ、子どもたちが自ら学び、未来を切り開く教育の充実を図るため、実用英語技能検定、これは準 2 級、準 2 級プラス 2 級ということで、最終的には高校卒業程度の 2 級取得を中学生のうちに目指すという、そういったところでの検定料に対して補助金を交付する、そういった形での要綱になります。

ただし、これにつきましては、先ほど申しあげました A L T の全校配置とともに、今後小学校 5 年生から中学校 3 年生まで、生成 A I 英語学習アプリケーションを全員が使えるようにいたします。公教育の役目として、まずはその英語基礎力をそういった形で整えた上で、それに立った上でのこのエキスパート育成という形になります。実際の運用としては各中学校 5 名、中学校 2 年生・3 年生 5 名を補助するというところで、ただ検定料を補助するだけではなく、先ほどの A L T 等を使って試験前には放課後のトレーニングを行います。少数精鋭でまずは行って見て、何とかこの 2 級合格を目指すというプログラムでございます。その補助金を交付するための要綱になります。以上です。

○教育長（石塚康英）

御質問ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

子どもたち全体の底上げは、また別のアプリを使ったもので上げたうえで、っていうそういうことです。英語も表現手段の一つだと思っていて、日本語だろうが英語だろうがアートだろうが絵だろうが、みんな表現できる、それを多様にしてあげたいっていう思いがあります。

それでは質疑、御意見を終結し、これより議案第 19 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 19 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第 20 号、取手市立小学校及び中学校児童生徒特別活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

この要綱につきましては簡単に申し上げますと、運動部活動の大会や吹奏楽コンクールにおける生徒の移動にかかるバス、これの費用の補助、また大会参加の補助、さ

らに関東大会とか全国大会に行った場合に宿泊するような、そういったものの補助で
ございます。

これにつきましては、これまで要領という形で細分化していた規定を全て要綱とい
う形で集約をし、一部内容の見直しを行うものです。1ページの第2条第1項及び第
2項では対象者及び大会の主催者を新たに追加をしました。第3項につきましては、2
ページになります。対象経費を追加しております。また3ページの第3条2項では申
請者の定義を明記したということで、特に新たなものを行うのではなく、要綱として
整理をしたというものでございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

はい、説明が終わりました。質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

学校現場として非常にありがたいと思っております。非常にこの具体的にどんな大
会かということが明確に示されたってこと非常によかったと思っております。さらに、市
長が特に適当と認めたということで、やっぱりいろんな大会等も今あるかと思いま
すので、その辺も加えていただいたということは、非常に現場にとっては実用的であ
りありがたいかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、意見を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定をいたし
ました。

次に議案第21号、取手市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓
令についてを議題といたします。

説明を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。議案第21号、取手市教育情報ネットワーク運用管理
規程の一部を改正する訓令について、御説明いたします。

提案理由としましては、教育委員会が管理する教育情報ネットワークの運用管理に
ついて、現在改正が進められている取手市情報セキュリティポリシーとの関連づけ
を明確にするため、本訓令の一部を改正するものでございます。

資料にありますとおり、取手市のセキュリティポリシーの中で、教育委員会も適
用範囲とされていることから、これまでの規定に取手市情報セキュリティポリシー
の基本方針に基づきという文言を追加してございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見ありましたらお願いいたします。

文言整理とかですね。

それでは質疑、御意見よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、これより議案第 21 号を採決します。

お諮りします。議案第 21 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第 22 号及び議案第 23 号についてを一括議題といたします。

説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課、秋山です。議案第 22 号、取手市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

本案は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる旧特法の改正を踏まえた事項の追加、さらには学校関係者評価に関する規定の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点 3 点ございます。議案 1 ページの新旧対照表に沿って御説明します。

第 1 に、用語の適正化になります。規則第 4 条第 1 項第 3 号における地域学校協働活動推進委員を地域学校協働活動推進員と、社会教育法に規定される名称に合わせて改めるものでございます。

第 2 に、学校運営に関する基本的な方針への事項追加です。規則第 9 条において校長が作成し、学校運営協議会の承認を得ることとされている基本的方針の承認の項目に、学校の教育職員に関する業務量管理、健康確保措置の実施に関することを新たに加えるものです。これによりまして、教職員の働き方改革や健康管理について、学校運営協議会が適切に関与し承認する仕組みを明確化いたします。

第 3 に、学校等関係者評価に関する規定の整備です。現在本市では、取手市立学校等関係者評価委員会設置要綱に基づき、学校関係者評価を実施しております。本規則の第 1 条の規定がこれと重複していることから、規定の整合性を図るため、当該条項を削り、以下の条文を繰り上げる整理を行うものです。規則のほうは、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。説明は以上です。

続きまして議案第 23 号、取手市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明申し上げます。

本案は、取手市児童生徒の就学に関する規則を引用する条項を整理するため、本要綱の一部を改正するものでございます。

本要綱の第 2 条第 2 項は、小規模特認校における推進員の配置について定めた規定でございます。この中で引用しております、取手市児童生徒の就学に関する規則の条項について、引用元となる規則の構成が変わったことに伴い、従来の第 6 条の 2 から第 6 条第 5 項へと項の整理を行うものでございます。要綱の内容そのものに変更はなく、参照条項の適正化を図るための改正となります。規則のほうは令和 8 年 4 月 1 日から施行としております。説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質問、御意見ございましたらお願いします。

コミュニティ・スクールに関わってくださる方の人選については、委員会としてはより多様な方に入っていただこうと思っています。はずみぐるまが回るまで、つまり委員会が組織されて動き出すまでは、やはり地域の区長さんであるとか、これまでもお世話になった方たちに入っていただいていたんですけれども、どんどん地域のいろんな人材に入っていただきたいというふうに考えていて、先日も、私が直接、市内にある3つのライオンズクラブの方と面会をさせてもらって、こちらへの御協力、人材に関する御協力っていうのを依頼しているところです。今後もいろんな団体さん等に私が直接出向いて、そういった依頼をさせてもらおうと思っています。

それでは22、23につきまして、質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、議案第22号、23号を採決をいたします。

お諮りします。議案第22号及び議案第23号について原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第22号、議案第23号について、原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第24号、取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課、稲村です。議案第24号、取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明させていただきます。

スポーツ庁・文化庁の有識者会議であります地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、理念や地域クラブの在り方などをより明確に示すため、基本的な考え方として、地域移行という名称から地域展開という名称に変更することが示されていることを踏まえ、部活動の地域展開を推進する組織として、協議会の名称及び所掌事務に関し所要の整備を行うため本要綱の一部を改正するものとなります。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見があればお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。これ取手市のそもそもの地域移行は地域展開、名称に変更したということの確認でさせていただきたいということで、地域移行という主体が部活動、いわゆるこういう活動が学校から地域へ移行するという考え方だろうと思うんですけど、地域展開ということは、ある意味ではそういう活動は、学校に主体性を残しつつという理解でよろしいでしょうか。確認です。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

今石隈委員おっしゃったとおり、そのとおりでございます。今までの地域移行とい

う考え方、あくまでもそれをもう移行させるっていう考え方ではなくて、国としてはあくまでも地域の方々も取り込んで展開していくという考え方でこういう名称変更が示されております。以上でございます。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。大事なことで大きいことですね。今まで学校でやってきたものを大事にしつつ、ただ働き方改革、教育のクオリティーも含めてということですね。展開。ありがとうございました。確認できました。

○教育長（石塚康英）

決して丸投げではないっていうことですよ。

○教育委員（石隈利紀）

そういうことですね。

○教育長（石塚康英）

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見を終結し、これより議案第24号を採決いたします。

お諮りします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第25号、取手市中学校等部活動地域展開事業費補助金交付要綱についてを議題といたします。

説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課、稲村です。議案第25号、取手市中学校等部活動地域展開事業費補助金要綱について、御説明させていただきます。

部活動地域展開事業におきましては、令和5年度より実施しておりましたモデル事業が令和7年度で終了し、8年度より本格実施となります。これまでの部活動は平日のみの活動となります。土日及び祝日は地域クラブの活動となります。部活動の地域展開を推進することを目的とし、部活動地域展開事業の推進主体となる取手市地域クラブ活動推進協会に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるため、本要綱を新たに制定するものとなります。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

地域展開推進のための協会をつくると、そういうことになります。

質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

現在想定しているこの協会、推進協会の組織の人数というのは何人ぐらいの組織と考えてらっしゃるのでしょうか。

稲村課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

これは今度参加してくれる子どもたちも入ってくるので、人数はこれから4月に入りまして申込みを出していただくような形になると思いますので、今現在、補助金の考え方としては、積算としては大体20クラブで、大体1つのクラブ15名ぐらいの生

徒たちが集まってくれて、それぞれのクラブに指導員が2名ぐらい張りついていただければなあという考え方で考えております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

はい、ありがとうございました。

そのほか、質疑、御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見を終結し、議案第25号を採決いたします。

お諮りします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認め、よって、議案第25号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第26号、取手市図書館アドバイザー設置要綱についてを議題といたします説明を求めます。

香取教育次長兼図書館課長。

○教育次長兼図書館課長（香取美弥）

図書館、香取です。議案第26号、取手市図書館アドバイザー設置要綱について、御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。新たな職種として、図書館アドバイザーを置くための要綱となります。図書館司書の資格を有する者の経験や知見を生かして、図書館運営や若手職員の育成、助言にあたるため、図書館アドバイザーを設置するものです。身分は、会計年度任用職員となります。人数は予算の範囲内としております。説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見を終結し、これより議案第26号を採決いたします。

お諮りします。議案第26号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第27号、取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター、仲田でございます。議案第27号、取手市いじめ問題専門委員の委嘱について、御説明いたします。

取手市みんなでいじめをなくすための条例第19条第4項の規定に基づき、令和8

年4月1日から令和10年3月31日までの任期における取手市いじめ問題専門委員会委員を別紙のとおり委嘱することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

専門委員会は、いじめの防止等に関する調査研究や施策の企画、立案、教育委員会への提言など、学校教育、心理、医療、福祉、または法律に優れた識見を有する委員による専門的な審議が行われております。委員は、公平性、中立性が確保された組織構成とするため、各職能団体より推薦をいただき委嘱を行っております。今回の委嘱予定者5名のうち、4名は前委嘱期間からの再任でございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。この専門委員については、次の第6章の第19条の4にあるように学校教育、心理、医療等、法律、その他というふうになっていますが、今回1名が新しい方で法律の方を入れられたということですが、この方について反対するものではありません。法律の方を新規で入れた理由とか、例えばこれだけ見ると医療の方がいてもいいのかなとか、いじめの被害に対して医療的なケアが必要なケースもあるんですけど、2名いらっしやるところでまたもう1人法律家を入れたという、少し理由があればお聞きしたいなとお願いします。

○教育長（石塚康英）

センター課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

石隈委員の御質問にお答えしたいと思います。今現在、学校教育、学識経験者1名、法律2名、それから心理のほうで2名ということで委員のほうを委嘱してまいりました。が、今回、昨年度、取手市みんなでいじめをなくすための条例の改正に当たり、学校調査、いじめ重大実態調査において、学校主体調査ができるようになりました。学校主体の調査の中で、いじめ問題専門委員会の中から、調査員のほう派遣するにあたりまして、法律に詳しい方が多くいたほうがいだろうという助言をいただいた上で、今回、学識のほうで1名、法律家3名、それと心理1名という形で委嘱させていただくものでございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

理由はよく分かりましたし、異議はありません。ただ釈迦に説法ですが、いじめ問題は教育の問題ですので、人権も含めて法律、それから教育充実ということで教育、それから子どもの心という意味では心理っていうものをやはりバランスも必要だと思っておりますので、そういうのも今後も大事にさせていただいて、弁護士さんおられることはとてもありがたいことなんですけど、あくまでこれは教育の専門委員会への弁護士さんの貢献という理解で、もっと言えば、私たちが弁護士さんと協働しながらも頼り過ぎないっていうか、そういう姿勢も大事なのかなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

調査が起きたときに関しましては、臨時委員として審議の方を増やすこともできますので、そのように対応していきたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

この方たちとは別途、臨時委員という制度もあるわけですね。

それでは、質疑、意見を終結し、これより議案第 27 号を採決します。

お諮りします。議案第 27 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第 28 号から議案第 30 号までを一括議題といたします。

説明を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎 剛）

保健給食課の松崎です。議案第 28 号、取手市学校医の委嘱について、及び議案第 29 号、取手市学校産業医の委嘱について、御説明いたします。

久賀小学校の学校医及び学校産業医の土田里香氏から、それぞれ 3 月 31 日での退任の申出がありましたので、取手市医師会から土田晋也氏をそれぞれ推薦をいただきましたので、改めて委嘱するものでございます。次のページ、ページ番号 1 を御覧ください。いずれも、委嘱年月日は令和 8 年 4 月 1 日で、任期は前任者の在任期間ですので令和 9 年 3 月 31 日までです。

続きまして、議案第 30 号、取手市学校薬剤師の委嘱について、御説明いたします。次の 1 ページを御覧ください。寺原小学校、取手西小学校、取手第二中学校の学校薬剤師、入村満子氏、戸頭中学校の学校薬剤師、松本優太氏から令和 8 年 3 月 31 日をもって学校薬剤師の退任の申出がありましたことから、これに伴いまして推薦をいただきましたこの方を、各学校に意見を徴収した上で、後任として、寺原小学校に吉田志乃氏、取手西小学校に舟橋正裕氏、取手第二中学校に高野真氏、戸頭中学校に岸健一氏、それぞれ新たに学校薬剤師として委嘱するものでございます。委嘱年月日は令和 8 年 4 月 1 日で、任期は前任者の在任期間ですので令和 9 年 3 月 31 日までです。説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

新たな皆様をお願いするというところで。

それでは、これより、議案第 28 号から議案第 30 号までを採決いたします。

お諮りします。議案第 28 号から議案第 30 号までについて原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号から議案第 30 号までについて原案のとおり決定いたしました。

次に議案第 31 号及び議案第 32 号についてを一括議題といたします。

説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

議案第 31 号、取手市公民館運営審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

説明に先駆けまして一部、議案の内容に一部訂正をお願いいたします。議案 1 ページ、表の中の 3 番、伊藤章委員の区分欄は 3 号 社会教育関係者とありますが、正しくは 1 号 社会教育関係者となります。同じく 4 番、岩間賢委員の備考欄ですが、平成 30 年 4 月 1 日から委嘱し今回再任とありますが、正しくは令和 6 年 4 月 1 日から委嘱し今回再任となります。大変申し訳ございませんがこの場で訂正をお願いいたします。

それでは訂正を踏まえまして提案理由のほうを説明させていただきます。令和 8 年 3 月 31 日付けをもって同審議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。議案 1 ページを御覧ください。8 名を公民館運営審議会委員として委嘱いたします。現在の審議会委員 5 名を再度委嘱し、3 人の委員が初めての委嘱となります。初めての委嘱となります 3 人は、取手市文化協会より尾花幸雄氏、元公立学校校長である柏孝子氏、取手市学校運営協議会委員を務める富山綾乃氏の 3 名となります。なお、根拠法令につきましては議案 2 ページ以降の参考資料のとおりでございます。議案第 31 号の説明は以上です。

続きまして議案 32 号、取手市立公民館長の任命について、御説明いたします。議案の 1 ページを御覧ください。名簿記載の 4 名を館長として任命いたします。任命に当たりましては、各館所在地区の市政協力員それぞれ 1 名から推薦をいただいております。六郷公民館に武笠征男氏、相馬公民館に本間早苗氏、久賀公民館に大久保努氏、高須公民館に江澤敦広氏をそれぞれ館長として再任いたします。館長任命の根拠法令につきましては議案 2 ページにあります参考資料のとおりでございます。また、現在市職員以外を公民館長として任命する場合、有償ボランティアとして任命しております。謝礼につきまして今年度、令和 7 年度まで年額 17 万 8,000 円を支払っておりましたが、令和 8 年度より金額を見直し 2 万 720 円増の年額 19 万 8,720 円といたします。なお、この他の公民館の館長につきましては、取手市教育委員会事務局の職員をもって 4 月 1 日付で任命する予定です。説明は以上になります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

質問、御意見ありましたらお願いいたします。

公民館につきましては審議会の中、あるいは公民館まつりでの私の御挨拶等で、現在の御活用いただいている皆さんの活動に加えて、ぜひ子どもたちの居場所としての公民館機能の充実、こちらについても御協力いただきたいということで、各所各所で申し上げてるところです。これからもそういった方向で、居場所としても作っていききたいと考えているところです。

それでは御質疑、御意見を終結してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

終結いたしまして、これより、議案第 31 号及び第 32 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 31 号及び第 32 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号、32 号につきましては原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第 33 号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

議案第 33 号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明いたします。同審議会の委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了するため、議案 1 ページの 7 名を委嘱するものでございます。取手市文化財保護審議会条例第 4 条により、委員は文化財に関して優れた識見を有する者を委嘱するとなっております。現在委員を務めます学識経験者 7 名を引き続き委嘱いたします。説明はです。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

全員再任ということですね。

それでは、御意見、御質疑がないようですので、これより議案第 33 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 33 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認め、議案第 33 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第 34 号、取手市立図書館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。香取教育次長兼図書館長。

○教育次長兼図書館長（香取美弥）

図書館、香取です。議案第 34 号、取手市立図書館協議会委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、取手市立図書館協議会設置条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙名簿のとおり、学識経験のある方として北原博雄氏と廣瀬一峰氏、家庭教育の向上に資する活動を行う方として図書館ボランティアの阿部政子氏、片根みどり氏、そして社会教育関係者として小林正雄氏の 5 名を委嘱します。いずれの方も再任となります。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。なお、学校教育の関係委員の 2 名につきましては、人事異動の関係上、確定次第、委嘱についてお諮りをさせていただきます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

学校以外、再任ということで。

それでは質疑、御意見を終結し、これより議案第 34 号を採決をいたします。

お諮りします。議案第 34 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認め、議案第 34 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第 35 号及び議案第 36 号についてを一括議題とします。

説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課、稲村です。議案第 35 号、取手市スポーツ推進委員の委嘱について、御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、取手市スポーツ推進委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、別紙のとおり委嘱をするものでございます。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。スポーツ推進委員は資料にございますように、国のスポーツ基本法に定められており、市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実施指導、そのほかスポーツに関する指導及び助言を行うものと定められております。資料の名簿を御覧ください。今回の委嘱につきましては、16 名の方全員が再任となっております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質問、御意見ありましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。今のスポーツ推進委員名簿を見せていただいて、在任年数が 2 年から 46 年までということで、非常にバランスがとれていていいなというか、どんどん継続されていいなと思います。一方、ちょっと見たですけど、女性の方が 4 名なので、もっと女性の委員も増えていいのかなというふうに思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

御意見ありがとうございます。私どもも新たに、こちらまだ人数が 30 名以内という形で規定されておりますので、いろいろなところの団体とかにもお声をかけさせていただきながら、また新たに委員がやっていただけることが見つければと思いついて活動しております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

部活動の地域展開の話も含めて、この皆さんとの連携協力っていうのはますます重要になってくるかと思えます。

そのほかよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

続きまして 36 号のほうも。

○教育長（石塚康英）

お願いします。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

議案第 36 号、取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱について、御説明させてい

ただきます。

提案理由といたしましては、取手市立体育施設運営委員会委員の任期が、令和8年3月31日をもって任期満了となることから、別紙のとおり委嘱するものでございます。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。資料の2ページにございますように、取手市立体育施設運営委員会委員は、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例におきまして、体育施設の管理運営に関する指導助言、施設の有効活用に関する提言、スポーツレクリエーションの振興のために指導助言を行うものと定められております。資料1ページの名簿を御覧ください。今回は再任の方が7名、新規の方が1名となっております。新規の方につきましては、選出区分の体育施設の利用代表者及び指導者から、市内総合型スポーツクラブの代表者であります横山憲喜さんに対して委員を委嘱するものでございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質問。御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、意見を終結しまして、これより議案第35号及び議案第36号を採決いたします。

お諮りします。議案第35号及び36号について、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第35号及び36号につきましては原案のとおり決定をいたしました。

次に承認第8号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認についてを議題といたします。

報告を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部 慶）

教育総務課の澤部でございます。承認第8号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について、御説明を申し上げます。1枚おめくりいただきまして、1ページ及び2ページを御覧ください。取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、3月17日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨回答いたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いましたので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

案件の概要を御説明申し上げます。3ページを御覧ください。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づき、国が進めております住民基本台帳、戸籍、税、選挙事務といった基幹業務システムの標準化において、共通機能として対応が必須となっております住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、個人番号の独自利用を行う事務としての条例の整備の必要があることから、本条例の一部を改正する

ものでございます。

教育委員会所管事務におきましては、就学事務が国の標準化事務の該当となっております。様式改正ですとか文言の改正と関連する規則改正を、先月の教育委員会定例会において御審議をいただいたところでございます。現在のところ、今回の条例改正の内容となります住登外者宛名番号管理機能を就学事務において用いることは現時点において想定はしておりませんが、使用の有無にかかわらず、標準化の機能の一つとして実装がされていることから、条例の中では、教育委員会所管も含めた改正が行われているというものになります。なお、この条例改正案につきましては、3月19日に行われました取手市議会定例会本会議において、原案のとおり可決決定をされております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見を終結し、これより承認第8号を採決します。
お諮りします。承認第8号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、承認第8号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に報告3、取手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

報告3、取手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、御報告をいたします。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、こちらの改正におきまして、教育委員会に対して教育職員の業務量の適切な管理と、健康福祉の確保をするための措置を実施するための業務量管理、健康確保措置実施計画の策定、計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告が義務づけられました。取手市では、これまでも教育職員の子どもと向き合う時間の確保、及び時間外在校時間の縮減を目的とした指標を設定し、令和2年度から教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて取組を進めてまいりました。このたび、資料にありますとおり、取手市としましても、取手市立学校の教育職員に関する業務量管理、健康確保措置実施計画を策定しましたので御報告をいたします。

内容につきましては、資料のほうにございます。資料での目次でいきますと3ページですね、そちらで計画期間のほうを、令和8年度から令和10年度の3年間としております。また、時間外在校等時間、それから、児童生徒と向き合う時間の確保、事業準備の時間の確保に関する数値目標を掲げております。

また、引き続き、資料のページでいきますと、4ページから7ページ、こちらにおきまして、実施する業務量管理、健康確保措置として、業務の三分類等を踏まえた業務の見直し、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組について記載をしております。

す。こちらの計画につきましては、取手市学校の働き方改革推進委員会の中で、進捗状況を確認することとなっております。またこの計画につきましては4月から、市のホームページで公表を予定しております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ちょっと計画の分量が多いので、お目通しいただきたいと思います。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。学校における働き方改革というところで、3ページに目標等の数値があって、時間外在校等時間で30時間以内を継続するというところで、今、平均26時間。学校の先生方、月に4週間あるとしたら週5日、20日ぐらいですかね。ということは、残業的なものが1.5を超えないという。それは、その2つ目の360時間の教育職員割合は80%っていうのが、まだ半分以下というところが課題、ということは確認しました。

あと、やはり児童生徒と向き合う時間の確保、授業準備の時間というのが、まだまだ課題が大きいので、これをどうしていくかっていうのは大きい課題ですよ。今、そういう方針とかあったら教えていただきたいのと、こういう統計をとるときに、全職員の統計と同時に、経験年数、例えば教員になって5年未満とか、5年から10年、10年以上、特に学校を辞めたり苦戦するのが1年目、2年目、3年目、特に2年目とかも多いという統計も出てますので、その辺の若い先生、慣れていない先生がどうなのかっていうのもちょっと数値別にとるといいのかなというふうに思いました。言うほど簡単な課題ではないんですけど、先生方がやっぱり生きがいを持ってやっていただきたいなと。

ということと、あと一つ、私の立場で言えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員や勤務時間を増やすことは積極的に進めていただきたい、という意見と感想と質問が混ざってしまってます。以上です。

○教育長（石塚康英）

石橋課長。

○学務課長（石橋陽一）

こちら働き方改革推進委員会のほうで、在校時間等とかいろいろ管理を今しているところでございます。こちら、毎年委員会を開催するにあたりまして、管理職、校長先生、教頭先生を通じて学校の中で取組等を吸い上げているような状況でございまして、そこを今横展開ということで実施をしております。ただ、その経験年数に応じて、どんな形でどんな思いをお持ちになってるかというところまでは拾ってございませんので、今後そういった、こういった各学校で実施をしているかという確認の際には是非、若い方、経験年数の浅い方の御意見等も踏まえて、学校の意見を出してくださいということで、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

教育参事。

○教育参事（鈴木邦弘）

参事の鈴木です。お答えさせていただきます。

実際の学務課でやっている推進委員会のほうでも研修会がありまして、そちらの中でも、管理職向け、それから今年度夏にやったような若手向けっていうこともやりまして、若手に対する働き方改革の意識付けということもやっておりますので、そうい

った研修も含めた上で、そういった各年代での勤務時間の管理ということは進めていきたいと考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

3ページに掲げてある目標なんですけど、非常に難しいなと思いつつ読んでいただきました。一番気になるのはやはり年間の時間外在校等の時間が、令和6年度の実績なんで今年度実績どう出てくるかちょっと分かりませんが46.5、半分満たない。それから児童と向き合う時間の確保というのは多分個人個人の心の持ち方で、非常にこればらつきがあるのかな。それから、授業時間の確保についても、やはりこれは学校に在勤、学校にいる間での教材研究ということでよろしいですか。そうしますとやっぱり小、中によって、もしかしたらこの辺の差も大分あるかと思うので、もしわかれば小、中でどんな傾向があるのか、今回無理としても次回あたりちょっとお知らせいただければありがたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

石橋課長。

○学務課長（石橋陽一）

お答えいたします。こちら令和6年度実績ということで、まだ部活動の地域展開のほうかなされる前という数値になっておりますので、これからの地域展開をされた場合に、中学校の先生方の在校時間がどうなってくるかというのは特に注目をしているところであります。一応そういったことで、今年度、しっかりとその辺を見て、3年という計画期間にはなっているんですけども、必要であれば随時改定のほうはしていきますので、そういったところに反映をさせていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。令和7年度の実績等がもし分かった時点でまた教えていただければ助かります。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見なしと認め、これにて報告3の質疑、意見を終結します。

以上で、報告3の議事を終わりにいたします。

勉強会から始まって間もなく2時間なんですけど、委員の皆さん休憩は大丈夫ですか。よろしいですか。このまま進みたいと思います。

それでは次に、報告4及び報告5を一括議題とします。

報告を求めます。まず報告4について、丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。令和7年度取手市教育支援委員会審議者数の報告について、というところです。取手市教育支援委員会ですが、これは子どもたちの発達に課題を持つ子どもたち、特性に、より苦戦をしている子どもたち、こういった子どもたちに特別な配慮や支援を行い、適切な学びの場を検討していくというような会議でございます。委員さんは、医師、それから特別支援学校の職員、こども発達センターの発達

に関する専門家など、そういった方を入れて協議、検討審議をしていくものでございます。

全体の審議者数として、昨年度に比べマイナス 18 件というふうになっております。ただ子どもたちが減っている中でのマイナス 18 ということですので、印象としては、子どもたちは減っていますが、この審議者数は変わらない、もしくはこう増えてきているのかなというふうに思っております。それぞれ、特別支援学校それから知的学級、自閉症・情緒学級、言語学級そういった形で記載させていただいております。

4 ページには、これは実際にそういった審議を行って、そしてその後そういった適切な学びの場に在籍しているか否かというふうなことも含めた表でございます。例えば一番上の小学校の学びの場というところで、知的学級、自閉症・情緒学級、言語学級、通級による指導、そして通常の学級のところに 1 年生が 4 名いますが、これは本来は例えば知的学級が適しているのではないかという審議がされたんだけど、通常学級に在籍をしているというそういったお子さんたちの人数でございます。インクルーシブというふうなことも叫ばれている中、そういった支援、個別の対応が必要なのではないかというふうな審議があっても、通常の学級で生活を望まれるという御家庭、子どもたちがいるというところで、それが 10.3% になっています。昨年度より 0.5% 増えております。中学校におきましては 8%、昨年度でいうとマイナス 1.3% となっております。

そしてその一番下ですけれども、これは特別支援学校への就学が適当であるという、そういったお子さんが市立の学校に今現在 14 名、小学校で 12 名、中学校で 2 名と在籍しております。このお子さんたちは全て特別支援学級に在籍しているという、こういった状況になっております。

学校現場ではこういった特別支援、教育支援委員会で審議を受けたお子さん、プラス通常学級にいても特別な配慮が必要な児童生徒が 8% 以上いるというふうに国の調査でも上がっているところです。そういったお子さんに対応するために、先生方のほうでもいろんな研修を行いながら対応しているところでございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。御質問等ございましたらお願いします。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。最後の 4 ページの表の確認と意見です。確認ですいません。私が理解不足なんですけど、通級による指導、小学校で 0.7%、通常の学級 0.6% というところのカウントの仕方の確認です。通級による指導の児童は、その時間だけ通級で指導を受けますが、あとは、主な学級におりますので、このカウントは、通級における指導もちろんカウントするんですけど、通常の学級っていうのは、通常の学級にいて、通級による指導を受けていないという、いないけども特別支援を必要とするという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

そのとおりでございます。

○教育委員（石隈利紀）

あと課長言われた 8% というのは、学習上、指導上、特別な指導を必要とするという文科省の調査ですね。

○指導課長（丸山信彦）

はい。文科省の通常学級において、特別な支援を必要とするという文科省の調査結果でございます。

○教育委員（石隈利紀）

ですね。小、中の平均値ですね。

○指導課長（丸山信彦）

はい。

○教育委員（石隈利紀）

それから、これ確認と意見を含むんですけども、多分、今回、数が分かったということで、教育委員会の会合としてはいいんですけども、取手市における個別の指導計画、特別な支援を必要とする児童生徒への現状はどうか教えていただきたいのと、こういう就学相談をやったときのデータであるとか、いろんな聞き取りの結果が例えば小学校に上がるときにどのくらい生かされているか、あるいは生かす工夫をしているかについても、2点ちょっと共有できればありがたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

まず、個別の指導計画でございますが、特別支援学級、通級指導に在籍しているお子さんたちは100%で作成及び活用をしている状況でございます。現在、特別支援学級には在籍していないんだけども支援が必要と教員側が思う、そういったお子さんたちの指導計画については、今後の課題になっているというところでございます。

続いて、支援の引継ぎ等々ですけども、まず就学相談については、指導課で特別支援教育相談員という4人の会計年度職員が対応し、そこに上がった相談については全て資料とともに学校に引き継いでいます。これは保護者の了解を得てっていうことで行っております。また取手市は随分前から切れ目ない支援を実施するということで、通称「みどりのファイル」と言っているんですけども、幼少期からの支援の行ってきたものをずっと高校生まで引き継げるようなファイルの一つ作っておまして、そこにどんだんどん挟んでいって、小、中、それから中、高と、そういった形でも支援を引き継げるようになっていこうという形で行っているのが現状でございます。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

まず個別の指導計画ですけども、多分、今の日本の現状でいくと、担任の先生が、特別支援教育コーディネーター等に相談してつくっているという、そういう現状でよろしいですか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーター、またいわゆる交流学級の先生も当然関わった上で作成しているという状況でございます。

○教育委員（石隈利紀）

それで今、いじめ対策でも、チーム指導、全員担任制を取手市やっているところでもあります。個別の指導計画、できればチームでつくる、どうしても担任の負担、担任の依存が大きくなると、十分じゃないこともありますので、特別支援の場合は特別支援の校内支援委員会とか、こういう教育相談コーディネータープラス管理職であると思うんですけど、チームでつくる、また、さっきの課題ですけど、それに向かうステップとして少なくとも特別支援学級の先生と、それから特別支援教育コーディネーターと通常学級の先生と共同でつくったものは、何らかのレベルでチームで共有する、意外にこれができてないことも多いので、ぜひそういうところの充実を図ってもらえるといいなと思います。

2点目は、就学相談の結果について聞いたのは、私の限られた経験だと、なかなか引継ぎが十分ではなくて、就学相談を受けるというのはお子さんも親も大変なんですよ。指導検査を受けたりとかいろいろつき合ってくださいって情報ももらえるわけだから、それはどういう配置になろうとやっぱり100%小学校で生かしてもらおうときには、就学前だと発達支援とかが福祉とか保健とかいろんなところで充実してるけど、学校に行くと学校教育ということで何か充実が下がるケースもなくはないので、それに特に取手市としては力を入れていきたいなと思います。私の意見です。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

個別の指導計画の作成及び共有について、本当に貴重な御意見いただきましてありがとうございます。チームでの作成になってるかとは思いますが、改めて学校現場にしっかり伝えていくのと、また共有という形でもしっかり生かせるようにしていきたいと思っております。それから支援の引継ぎにつきましては、先ほども「みどりのファイル」ということも言いましたけれども、それから、幼稚園、保育所から小学校に上がる時、それから小学校から中学校に上がる時、意向連絡シートというものも作成をして、こういったことで支援の引継ぎがしっかりできるように、そして保護者及び本人の困難を、苦戦している部分をちゃんと引き継げるように、いわゆるダブルの形で、保護者が本人の思いを意向連絡シートで、それから就学相談等の記録に関してはしっかりとした形で職員同士で、というような形で漏れのないように今後もやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育委員（石隈利紀）

それともう一つだけ。時間ないけどすいません。ぜひそういう共有する、あるいはチームでの会議に、校長、教頭というか管理職も入ってもらえるといいなと思って、これは私の感想、意見にすぎないんですけど、日本の校長先生ってやっぱり優秀な校長先生が、優秀な教員になるというシステムなんですね。アメリカは教育行政等に専門性を持つ者が校長になるので、例えば30代ぐらいから管理職になるための教育財政学とか教育計画というのを例えば夜間大学院で勉強するんです。修士号をとって管理職になるので30代後半で校長になったり、これは管理職コースとマスターティーチャーコースとアメリカでは分けてるので違うんですけど、日本はそういう分け方じゃなくて、教員として活躍されてる方、あるいは指導主事を経験された方が教員としてもリーダーシップを立派なので、校長、教頭になっていると理解してるんですけど、でも校長、教頭になると管理職の管理の部分が、個人的な意見ですけど、忙し過ぎてせっかく培った教育の部分が生かされてないんじゃないかなというのが、私の意見で

すけど、私も取手市の教育委員の皆さんと共有したいということで、特別支援、生徒指導に関わる場所もお忙しいでしょうけど、校長先生、教頭先生、しっかり会議等にできる限り出席していただいて、リーダーシップをとっていただきたいというのが、私の意見と願いです。

○教育長（石塚康英）

教育参事。

○教育参事（鈴木邦弘）

参事の鈴木です。委員の意見はまさにそのとおりで思っておりますので、私のほうでも、引き継ぎになると思うんですが、校長会等でもお伝えしながらやっていきたいと思っております。私自身もやってきたいと思っております。

○教育委員（石隈利紀）

よろしくお願ひします。

○教育長（石塚康英）

また、昨年度新設された取手市こども部があるんですけどもね。特化したこども政策を中心とし担うこども部と、この教育委員会との連携っていうのを、ますますしっかりしてっていうことは、いつも心に銘じているところですので、頑張っまいます。

それではこれにて、報告4及び報告5の議事を終わりにさせていただきます。報告4が今、失礼しました。

報告5について、稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課、稲村です。報告5、令和7年度第3回取手市部活動地域移行推進協議会について、御報告させていただきます。今回の会議につきましては、協議会委員12名が出席してくださいました。令和7年度の取手市の取組について、御説明させていただきます。

資料の11ページから13ページを御覧ください。モデル事業の地域クラブの様子を掲載させていただいております。主な実績につきましては、柔道、剣道、吹奏楽などでは、県大会、関東大会まで出場した生徒がおり、すばらしい成果を収めたと考えております。生徒たちもそうですが、指導者の方たちや応援してくれた保護者の協力もあつての結果だと考えております。地域クラブの活動回数については、少ないところでは35回で、全体では差はありますが、月平均にすると1クラブ当たり3から4回で全体的に考えますと、ほぼ適正な活動だと考えております。

資料の14ページを御覧ください。令和7年度の取組及び今後の予定といたしましては、11月には市内の中学校を訪問し、校長先生、教頭先生に対してヒアリングを行いました。また、保護者の説明会を2回開催いたしました。この説明会は合わせて約160名の参加者があり、有意義な説明会となりました。12月には市内の教職員に指導員の希望調査を実施いたしました。1月から学校訪問して新入生説明会を行い、2月から3月にかけては在校生及び保護者の説明会を実施しております。保護者の関心は、自分の子どもの学校がどうなるかというのが一番の関心ですので、学校ごとの現在の状況を作成いたしまして説明をしております。

続きまして、令和8年度の事業計画について、御説明させていただきます。資料の15ページを御覧ください。地域クラブの活動運営につきましては、スポーツ振興課が行っていましたが、令和8年度からは任意団体として取手地域クラブ活動推進協会

を立ち上げ、中学生の休日、土曜日、日曜日、祝日の活動を運営していくこととなります。

資料の16ページを御覧ください。令和8年度より参加費が必要となりますが、参加費といたしましては、年会費2,000円、月会費3,000円となります。指導者は学校の先生も含めて、取手市が任命した地域クラブ活動の指導員となります。楽しく、うまくを目標に、生徒と指導者で月の活動計画や活動内容を決めていく予定でございます。また、取手市スポーツ協会、取手市スポーツ少年団、文化芸術関係団体などの地域団体との連携もしてまいります。

資料17ページを御覧ください。中学校の部活動にないものについては、既存の地域団体などと連携し、中学生のために多様な活動場所をつくっていく予定を考えております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

いよいよ、この4月から今度はこれがモデルではなくて、本格的なクラブとして土日頑張っていただくことになるんですね。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

ちょっと一つつけ加えさせていただきたいんですが、先ほど年会費2,000円、月参加費3,000円と御説明させていただきましたが、今2月、3月、保護者と在校生の説明で学校回ったところ、3年生で年会費2,000円取るのはどうかなってという御意見が非常に多くございました。というのは、3年生は通例でございますと大体総体が終わると6月ぐらいに引退するのに、同じ2,000円取るのは高いんじゃないかという御意見もあったという、大変多くの御意見がございました。それとあとスポーツ振興課のほうにも直接電話で、保護者の方に3年生2,000円はちょっと高いんじゃないのってという御意見もございましたので、3年生に限ってはどうしてもやっぱりスポーツ保険に加入しなければならないので、スポーツ保険、種類によるんですが、大体800円前後の金額がかかってしまいますので、3年生に限っては年会費1,000円という形で今回決めさせていただきましたので御報告させていただきます。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

保険は月割りができないってことですよね。2か月だろうが3か月だろうが1年分払わなきゃならないから800円は必要なんだということです。

それではこれにて報告4、報告5の質疑、御意見を終結し、報告4、報告5の議事を終わらせていただきます。

報告6、寄附の受入れについて説明を求めます。石橋学務課長。

○学務課（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。報告6、寄附の受入れについて、御報告をいたします。新小学1年生向けに寄附のあった用品について、別紙のとおり御報告をいたします。こちら実物を持ってきましたが、（黄色の帽子を示しながら）茨城みなみ農業協同組合様、それから、防犯ブザー、株式会社常陽銀行取手支店様。こちらにおきましては、市長、教育長出席のもと贈呈式がとり行われる予定でございます。なおこの様子につきましては、市のホームページで掲載する予定となっております。報告は以上となります。

ます。

○教育長（石塚康英）

何か御意見、御質問ございましたら。よろしいですか。

かわいい1年生に入るのが楽しみです。

それでは以上で、報告6の議事を終わります。

次にその他に入ります。

1点目、取手市立取手グリーンスポーツセンターにおけるネーミングライツ事業の実施について説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課、稲村です。取手グリーンスポーツセンターネーミングライツパートナーの決定について、御説明させていただきます。新たに今年4月からグリーンスポーツセンター指定管理者が変更になります。新たに日本スポーツ振興協会グループとなります。それに伴いまして、ネーミングライツパートナーとして、日本スポーツ振興協会に手を挙げていただきました。年間の命名権料といたしましては、年間150万円、期間といたしましては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。愛称ですが、J S P I 取手グリーンスポーツセンターとなります。このJ S P Iの意味なんですけれども、ジャパンスポーツプロモーションインスティテュートの略だそうです。こういった愛称になります。先日、3月24日に調印式を行いました。周知に関しては、4月1日の広報とりでで掲載する予定です。ホームページにはもうアップしており、周知に努めております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

何か確認したいことございましたか。

インスティテュートですね。

はい、それでは、以上でその他1点目は終わりにします。

続いて、2点目、3点目、令和8年第1回取手市議会定例会について及び4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局から御報告申し上げます。

まず1点目です。令和8年第1回取手市議会定例会についてになります。本日、紙とPDFで議会資料をお配りしております。2月27日から3月19日までの会期で、市議会定例会が行われました。そちらの会期日程、議決結果の一覧表、一般質問通告の一覧表をお配りしておりますので、御確認いただければと思います。

続いて、冒頭の教育長報告以外の5つの行事について、その他の報告ということで資料をお配りしております。学校運営協議会の開催について、もうすぐ春だよ！おはなし会、V I V Aフォーラムについて、令和7年度取手市長賞（美術分野）受賞者の決定について、同じく（音楽分野）受賞者の決定についてです。こちらも御確認ください。

最後に、4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。お手元に4月の行事予定表がお配りされていると思います。4月の教育委員会定例会は4月28日午前中を予定しております。後日文書で通知をお送りいたしますので御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

何か確認すべきことありましたら、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、以上をもちまして、今定例会に付議された事案の議事は全て終了しました。これをもちまして令和8年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時19分閉会